

◆ 月次支援金無料相談会のご案内 ◆

石川県行政書士会 社会貢献事業部

石川県行政書士会では、6月16日から申請受付が開始された国の「月次支援金」に関する無料相談会を以下のとおり実施しています。

国の月次支援金に関すること（要件を満たしているかどうか知りたい、準備するものについて確認したい、申請方法が分からない）や、事前確認について、皆様のご相談に応じます。

【相談日・時間】

令和3年7月8日（木）～10月28日（木）の毎週木曜日（合計15回）
いずれも午前10時～午後4時（完全予約制）

【相談会場】

石川県行政書士会 会議室（金沢市鞍月2-2 繊維会館3F）

【予約方法】

TEL **076-268-9555**

までお電話され、相談日を予約の上、相談会場にお越しく下さい（電話相談には応じておりません。ご了承ください）。

【ご留意事項】

- 予約は各相談日の前日午前中まで受け付けます（相談日当日の予約は受け付けできません）。また、予約多数の場合には先着順となります。
- 会場へお越しの際はマスクの着用をお願いします。当日発熱・風邪症状が出た場合には来所を控えてください。
- 車でお越しの場合には、石川県地場産業振興センターの駐車場に駐車してください（石川県行政書士会の建物前に駐車することはできません）。

【事前確認を希望される場合】

事前確認を希望される場合には、以下のサイトを確認の上、必要な書類を持参してください。ただし、持参した書類に不備がある場合には、相談日当日に事前確認が完了しませんので、ご理解ください。

https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin/prior_confirmation/required.html

【行政書士に月次支援金の申請を依頼したい場合】

月次支援金の申請は、必要書類の準備に加え、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による影響の様態によって保存書類（宣言・措置の影響を受けたことを示す資料）が変わってまいります。

そのため、無料相談会の短時間の相談では、月次支援金の申請そのものの対応はできませんが、専門の行政書士をご紹介することによりご希望に応じています。（その行政書士の相談料・手続費用が発生します）。